はじめに

生物多様性条約愛知ターゲット「目標３　生物多様性に有害な補助金・奨励措置の廃止、正の奨励措置の策定・適用」は、自然科学と社会科学の知見を必要とし、複数の省庁をまたがるため取り組みにくいテーマである。

そこで研究者と NGO が連携して、生物多様性に正および負の影響を及ぼす奨励措置について自然・社会の両面から研究し、提言をするため、「JWCS 愛知ターゲット 3 委員会」を 2012 年に結成した。

この委員会の研究は中間報告書にまとめ、2012、2014 年に発行した。報告書は NPO 法人野生生物保全論研究会(JWCS)のウェブサイトで見ることができる。この報告書から、愛知ターゲット 3 達成に向け注目すべき点がある事業・制度を抜粋したものが本書の主たる内容である。詳細はそのレポートをご覧いただきたい。扱うべき内容は多岐にわたり、全体を網羅することは困難であるため、予備的中間的な報告にとどまっている。

レポートの詳細はご覧いただくとして、ごく簡単に表現するならば、従来の流れであった開発（産業）主義的な政策が、大きく環境配慮へと方向転換を迫られているということである。問題なのは、理念や総論としては掲げられていることが現場に十分には反映されていない点や、現場での優良な取り組みが、総合化ないし関連施策に統合化されていない縦割り行政の弊害が見受けられる点である。たとえば持続可能な社会へ向けた理念としては、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を念頭においた施策が実施されている。だが、それを個別の具体的な場面でみていくと、たとえばエネルギー政策や公共事業、産業振興などにおいては既存のシステムが温存されているなど、矛盾する場面が多く存在している。最近の日本の状況については、典型例として、東日本大震災後の復興事業などにおいて矛盾点が多くみられる。個別の取り組みには、環境保全や生物多様性保全を掲げた計画や事業プランがある一方で、大状況としては巨大防潮堤を何百キロにわたって建設する計画（大規模公共事業）が、十分な環境アセスメントをぬきにして先行している。地域の生活状況や土地利用、漁業形態や生態系（森・里・海の連関性）などの実情を考慮して、多様な災害対応や防災の工夫を活かす道があるのであるが、それを無視して巨大土木事業が先行し強行されようとしているのである。マスコミでも話題になり、巨額の復興予算の中に関連性が薄い事業が多く組み込まれていた問題なども指摘された。方向性としての理念と、現実の実行政策とがかい離している例がある。

フクシマ原発事故で明るみに出た諸問題でも、そもそも掲げられた政策理念が安全神話を前提としたものであり、実際の事故対応は適切に機能せず、放射性廃棄物などの対策も不完全のまま先送りされてきた。結局のところは、経済的利害（短期的なコスト・ベネフィット）が優先され続けて起きた事故といってよく、その後の事故処理や除染作業なども、後追い的な対応が続いている状況である。

こうした問題点や矛盾は、困難な課題を含むのだが、諫早湾干拓事業（長崎県）の問題、

沖縄の辺野古（ジュゴン生息地）への基地移設問題など、いろいろな事例を挙げることができる。しかし問題点や矛盾の指摘だけではなく、現在、数は少ないが積極的に評価できる事例が生まれてきている。本書では、調査研究の過程でおこなったフィールド調査事例から、注目し参考になると思われるサンプル事例をとりあげて、以下に概要紹介するものである。

各地で、将来的にさまざまな取り組みが積極的に実践されることを期待したい。

JWCS 愛知ターゲット３委員会

報告書１『愛知ターゲット目標３の達成とグリーン経済への転換に向けて』2012.10

報告書２『生物多様性をまもり育むために―「愛知目標３」補助金・奨励措置を地域の視点で考える』2014.3

http://www.jwcs.org/activity/aichitarget.html

１．都道府県の取り組み

１－１　護岸から海までの距離を広くする計画に転換（沖縄県）

名護市嘉陽海岸の高潮対策事業は 2007 年の大型台風のときに、これまでになかった高潮被害を受けたことがきっかけとなり、地元の要望を受け、沖縄県は海岸保全施設の整備計画を計画した。2009 年度には「嘉陽海岸住民参加型エコ・コースト推進協議会」が事業者である沖縄県北部土木事務所により組織され、事業が開始された。

当初は住民参加の範囲が狭く、専門家の分野も不十分であった。しかし日本自然保護協会と名護市の団体「北限のジュゴンを見守る調査チーム・ザン」による活動と、海岸工学が専門の琉球大学仲座栄三教授の提案により、計画が変更されることになった。そして行政、NGO、住民、研究者が可能な限り協働し、防災と自然環境保護を両立できる方法をともに探ってきた。

その結果、集落前の護岸は従来検討されていた案よりも陸側に移し、防災の面から優先して着工した。計画の 3 分の 1 を占める廃校になった小学校の前は、仲座教授の提案を取り入れた県内初のセットバック方式（護岸を海岸林よりも陸側に建設し、護岸から海までの部分を広くする）が採用された。セットバック方式では海と陸の連続性が保たれ、ウミガメの産卵を可能にし、地下水脈を断ち切らないなど生態系保全上の利点がある。

また護岸の資材としては白色の琉球石灰岩を使用し、城壁を作る技術を持つ石工がいる沖縄ならではの工法を採用した。亜熱帯に属する沖縄は、全国一律の公共工事の仕様では風土に合わない問題が指摘されている。

また資材のつなぎにはコンクリートを使わず環境に負荷の少ないポーラスコンクリートが導入された。また護岸の幅も当初予定の護岸よりも直立に近い形となり、砂浜を可能な限り残せるように改良された。

この県による事業が、国土交通省の「住民参加型エコ・コースト事業」として承認されれば、通常は１年間しか認められない事後調査を、モデル事業として複数年にわたり行う費用が支出される。

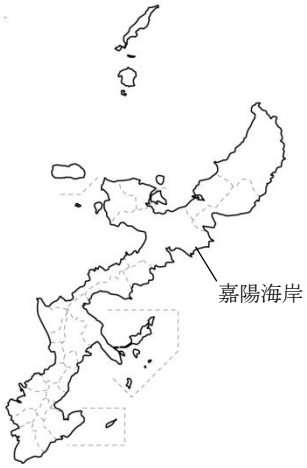

１－２　日本で初めてのダム撤去（熊本県）

日本には明治(1868～）以降竣工したダム・堰が 2445 ある。（ダム便覧 2014　(一財)日本ダム協会)。その中で初めて撤去が決まったのが熊本県球磨川中流の荒瀬ダムである。

荒瀬ダムは 1954（昭和 29）年に県による発電ダムとして竣工した。その後、球磨川本流には次々にダムや堰が建設されたため、川の環境は一変した。川の生物が激減、夏には水質悪化でアオコや赤潮が発生し、河口域の砂干潟やアマモ場が消失した。アユの漁獲量の激減だけでなく、河口域のアサクサノリ養殖やクルマエビ漁にも悪影響があった。またダムの放水による水害や振動による建物被害が起きるようになった。

このようなダムによるさまざまな問題に悩まされていた流域の住民は、上流に新たに建設される川辺川ダムに対し、強い反対運動を展開した。川辺川ダムは、2009 年に建設中止が決定し、現在は国と県、流域市町村長が参加してダムによらない治水の検討が進められている。

荒瀬ダムは 2003 年が水利権の更新の時期であったが、住民の反対により 7 年間だけ更新し、その後も地元の川漁師などからの強い反対により更新されなかった。

2010 年 3 月 31 日の水利権の失効とともにダムのゲートが開放され、その後は水質の改善、ホタルの復活、河口域でのアマモ場やアオノリの増加、漁師の間でウナギやクルマエビの増加が話題になるなど年を追うごとに自然の回復が見られる。

反対運動の中心になったのは、ダムのなかったころの川を知っている 70～80 代の地元住民である。当時は漁業と船大工などそれに関連する産業で、地域経済が成り立っていた。今後に向け、観光などの川の再生を地域の再生につなげる活動が始まっている。

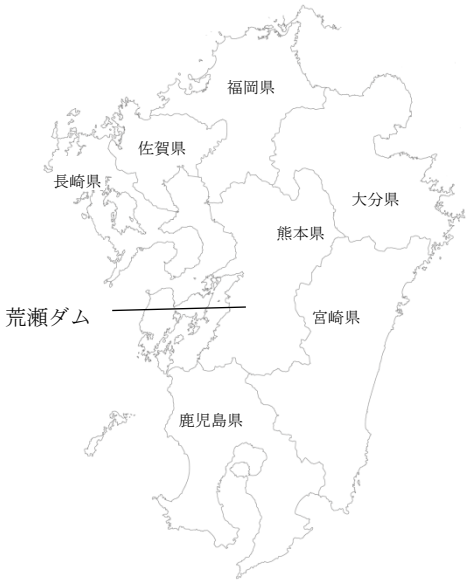

１－３　水田の用水路の環境保全にかかわる制度の運用（三重県）

「環境用水」とは、①水質向上（浄化用水として）、②アメニティ（親水性）向上、③生態系向上のいずれかの目的を持ち、都市の小河川、水路、農閑期の農業水路に、河川水、地下水、湧水、下水処理水、工業用水、農業用水などの水源から流水を引き入れる試みを指す。2006 年 3 月 20 日、国土交通省は環境用水を導入する制度を通達「環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて」という形で策定した。

三重県松阪市朝見地区は櫛田川から用水を引き入れている田園地帯である。その用水を管理するため 1963 年に櫛田川・祓川沿岸土地改良区を発足させ、許可水利権を獲得した。この用水の到達地区内で順次圃場整備が行われてきたが、朝見地区はこれまで地区内の合意に至らず圃場整備が行われなかった。その結果、伝統的な土水路が長い区間残り、用水と排水が分離されず、川からの水路への連続性も保たれていることで、生態系の豊かさが保たれていた。

三重県には、小規模な事例でも県の事業に関して適用される環境アセスメント「三重県環境調整システム」が 1998 年から実施されている。圃場整備事業の場合は、事業を担当する農業基盤室が環境配慮の調整に必要な手続等を行う。圃場整備の進行過程で「環境アドバイザー協議会」（生物系専門家チーム）が調査及び審議を行い、調査で存在が判明した希少種を保護するための環境配慮の提案を行う。その際保全事業にかかる経費は「希少生物保全対策事業費」として別途、土地改良区に補助される。

一方で、朝見地区の貴重な水生生物を圃場整備によって失うことは何とか避けたいという強い思いを抱く人々も存在した。朝見まちづくり協議会は 2012 年 3 月「環境用水」（農閑期の通水）の要望書を用水の管理者である櫛田川・祓川沿岸土地改良区に提出している。また、朝見小学校では校庭にビオトープを作り、また校舎の廊下にいくつもの水槽を設置して、用水への通水が止まる前にレスキューした魚を半年間避難させる活動を生徒たちとともに行っている。

2011 年 9 月から 2013 年 3 月まで国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所が主催をして「櫛田川自然再生検討会」が開催され、2013 年 5 月に「櫛田川自然再生計画書」がまとめられた。その対象に河道外の朝見地区の水路も含まれた。

現在の圃場整備のプロセスは次のようになっている。まず地元の議論を経て全員一致の場合圃場事業の要望を上げ、圃場事業の計画と負担割合が確定する。ちなみに現在進められている朝見地区圃場整備の場合、総事業費 41 億 2600 万円で、負担の内訳は国 55%、三重県 27.5%、松阪市 12.25%、農家 5.25%（約 2200 万円）となっている。

次いで地元としてこの計画の受け入れが表明された後、環境調査が始まり、貴重種が存在すれば環境配慮の提案が行われる。すなわち、これまでの農作業の効率化という圃場整備目的のもとに一旦合意した後から、別目的の合意を迫られ、環境配慮費用は補助されるが、労力は地元が担わなければならない。

環境用水は例外的に省庁間の調整が進んだ事例であったが、現場においては農業と環境

の政策統合が不十分であるという事態に遭遇し、現地では合意形成が図られている。

１－４「魅力ある海岸づくり会議」で合意形成（千葉県）

海岸の整備は、海岸保全基本計画をもとに進められるが、基本計画は全体的な方針を示すものであるため、現場の特性や意向に応じた海岸作りを推進するため、千葉県では「魅力ある海岸作り会議」という地域会議が創設され、一宮町と匝瑳市の二箇所で実施されている。

九十九里浜は、南端の屏風浦の崖が崩れてできた砂が供給されて砂浜を形成してきた。しかし、波消しブロックが置かれたことで砂が運ばれなくなり、海岸線の後退が深刻な問題となってきた。

そのため九十九里浜の最南部に位置する一宮町に養浜事業が計画された。その際全国のサーファーから署名が届けられ、工事が一時中断した。その後は地元の合意形成を重視するようになり、現在は「魅力ある海岸作り会議」により合意形成が図られている。

会議の結果、漁場やサーフィン適地が失われない工法が選択された。また養浜のため砂を移動させる場所や時期は、地元との協議で決められる。波や潮汐など地元住民などからの意見なども聞きながら、砂が流れ出さないタイミングを見て砂の搬入が実施されている。

また事業の効果・影響を把握するためにモニタリングが行われている。毎年同じ場所で、貝を採取して成長具合を調べているほか、海底の水質などのデータが 10 年以上蓄積され、漁民にも説明されている。2013 年は、チョウセンハマグリが大量に採れており、貝の生育しやすい砂が戻ってきていることが理由と考えられるという。なお、調査で一緒に採取されたものは記録しているが、漁業資源である貝類が主要な調査対象種である。また、砂浜環境だけだったときには生育しなかったイセエビが、消波ブロックに見られるようになり、漁業権設定を検討している。陸上の植生等についてはモニタリングが行われていない。

１－５　個人所有の里山の管理を NPO が担う（千葉県）

千葉県は 2003 年に里山条例（正式名：千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例）を制定した。この条例は、土地所有者に代わって、県の認定を受けた NPO 等の団体がその管理を行う制度である。県は奨励金を出しているわけではないが、土地所有者と管理団体とのマッチングを推進する「里山センター」を運営することで（NPO 法人への業務委託）、里山保全を奨励している。2013 年 6 月現在、本条例に基づき 29 市町村で 84 団体が活動し、122 ヵ所合計約 169ha の地域で里山協定が結ばれている（千葉県農林水産部森林課森林政策室ホームページより集計、2013 年 12 月 1 日集計）。

所管が森林課であるため、森林を対象にした活動が多いものの、条例は「人里近くの樹林地またはこれと草地、湿地、水辺地が一体となった土地」を対象としており、農地も対象に含まれている。

（千葉県の里山）

１－６　森林の便益を認め、保全費用を税として負担（33 自治体）

生物多様性に関する税制では地方自治体が先行している。地方分権一括法が 1999 年に施行され、自治体議会が同意する課税について、総務省は要件さえ整っていれば同意するようになった。森林環境税等を計 33 件の自治体が導入している。日本の森林環境税はすべて県民税などの均等割に上乗せをするという形で、課税対象者全員で払う形になっている。

昭和 30～40 年代、天然林を伐採し大面積で人工造林が行われた。その後、過疎・高齢化や木材価格の低迷によって森林所有者が生産意欲をなくし、手入れが行き届かない人工林が増えた。密植されたままの人工林の中は日照不足で下草が生えず、生態系に問題があるので混交林に誘導する、そのために財源を確保しなければいけないので森林環境税が導入された。

１）佐賀県

税収は 2､3 億円前後で安定的に推移している。1998～2012 年度の税収約 11 億円のうち、荒廃森林再生事業と重要森林公有化等支援事業に活用している。税収の大半は、間伐を実施して森林の公益的機能を高める事業である。

２）神奈川県

神奈川県の施策の体系は、佐賀県より広範な対象に税収を当てている。神奈川県では佐賀県に比べ税収が桁違いに多いので、その豊かな財源を利用したより広範な施策が可能である。

施策には森林の保全のほか、河川の保全再生や地下水の保全再生、水源関係の負荷軽減などがある。この中でとくに「丹沢大山の保全・再生対策」、「渓畔林整備事業」が生物多様性に関わる。丹沢大山地域には自然再生計画がすでにあり、そこと連携した対策をとるとしている。生物多様性について環境税を考えるときは、まず自然再生計画のような計画があり、そこにお金を投下するには負担は誰が負うのがよいか、という議論の順番になるのではないか。

２．市町村の取り組み

２－１　沿岸域の総合管理（志摩市）

「志摩市里海創生基本計画（志摩市沿岸域総合管理基本計画）」（2012～2015 年度）は次のような基本理念で策定された。市内全域が伊勢志摩国立公園であり大規模な企業・工場誘致が困難なため「山から海に至るさまざまな生きもののつながりが再生・保全されたまち」を目指している。例えば以前は環境保全対策といえば排水処理だったが、干潟や藻場の再生や山の活用など沿岸域を総合的に管理する方向へ転換した。

計画は部署を横断する里海推進室が担当し、市民、関係団体、事業者、専門家などによる志摩市里海創生推進協議会が連携の場となっている。

志摩市が 2013 年に第一集を発行した「新しい里海創生活動計画集」は、市、環境省、教育委員会、漁協、研究機関、民間団体などが市内で行う事業を、志摩市里海創生基本計画の項目に分類したものである。今は各事業を報告書にまとめて関係者の意識を高める段階で、「志摩市里海創生基本計画」に沿って補助金を申請するという各事業の調整までは至っていない。

自然再生事業の実施にあたっては、自然再生推進法に基づく事業として申請し、公的資金を得る方法がある。そのため志摩市は 2008 年に英虞湾自然再生協議会を設立し、協議を開始した。しかし自然再生協議会に参加する主管庁を、環境省・国土交通省・農林水産省の 3 つから選ぶ必要があり、主管庁が決まらないと法律に基づく協議会とはならない。ところがいざ主管庁が決まってしまうと、実際に行う再生事業は主管庁の事業のメニューに限られてしまうため、省庁を横断するような柔軟な再生事業の模索はできなくなる。そのため現在の形に行きついたという経緯を持っている。

志摩市は日本で唯一、PNLG（東アジア海域において、陸域と海域の持続可能な開発と自然環境保全を目的に沿岸域の総合管理を実践している自治体ネットワーク）のメンバーである。2013 年には志摩市でその会議を開催している。

生物多様性保全をまちづくり計画に取り入れ、その計画の実行のための政策統合、また研究機関や国際組織との協力関係など、新しい取り組みが行われている。

２－２　生物豊かな田を維持する所有者に補助金（千葉市）

千葉市は 2003 年に生物ゆたかな谷津田の自然の保全施策指針を策定した。この指針では市内の谷津田の自然と保全と創造を目標として、生物多様性豊かな谷津田等を保持する農家と保全協定（千葉市谷津田等の保全に関する協定）を結び、1 ㎡あたり 10 円の奨励金を土地所有者に交付している。ここで生物多様性豊かな谷津田とは、千葉県立中央博物館が実施した生態系調査（沼田[監修]1997）をもとに自然環境や生物相を基準にして委員会が市内 25 か所の谷津田を候補地として選定したものである。2013 年 12 月現在、そのうち 15 箇所、面積約 44ha の地域で協定が結ばれている。2011 年度決算において、市は保全協定に基づく奨励金として 2,619,150 円を計上している。協定締結後のモニタリングについては、3 地区でアカガエルやホタルといった指標種の調査を実施しているほか、2 地区ではその地域で活動するボランティア団体の実施した調査データを得ている。

このように生物多様性の保全上重要な谷津を選定し、その地域を維持する所有者に対して補助金を提供する取り組みは、全国的に見て現在でもなお先進的な取り組みであり、とくに耕作放棄や農地転用を防ぐうえで一定の役割を果たしていると考えられる。また協定の対象となる谷津田等には、「谷津田、湿地及び畑並びにその周辺の斜面林等」が含まれ、農地だけでなく、その周辺環境を含めた一体的に保全しやすい制度となっている。

市は予算を確保しながら協定範囲を拡大していく方針であり、今後も保全協定地域の面積拡大が見込まれる。

３．地域の取り組み

2011 年 3 月 11 日におきた東日本大震災により、宮城県、岩手県をはじめ東日本の太平洋側の漁港は津波により大きな被害を受けた。東日本大震災による水産関係の被害総額は全国で 1 兆 2,637 億円である。その内訳をみると漁船の被害数は 28,612 隻（1,822 億円）、漁港施設は 319 漁港（8,230 億円）、養殖関係は 1,335 億円（養殖施設は 738 億円、養殖物は 597 億円）、共同利用施設は 1725 施設（1,249 億円）である。（平成 24 年 4 月 18 日時点平成 24 年水産白書より）

震災以前から被災した地域の水産業は経営や担い手の問題を抱えていた。その中で被災を受け、漁港が自力で復旧・復興することは困難であり、国等からの補助金等を利用して復旧・復興をしている。

そのような状況の中で、被災前から自立して持続性にかかわる問題に取り組んでいた漁業協同組合が、いち早く復興に向けて動き出していた。

３－１　地域独自の自己管理システム－宮城県漁業協同組合十三浜支所

十三浜は、宮城県石巻市北東部に位置し、北上川河口の湾から続く海岸線に点在する十三の集落を指す。北上川は山から海へと豊富な栄養分を届け、川ではべっこうしじみ（ヤマトシジミ）、春にはサクラマス、秋には鮭が大量に遡上する。海へと流れ込んだ山の養分は冷たい海水とまじり合って、十三浜の名産であるワカメ、コンブ、ホタテ、アワビ、ウニ等の海産物を育んでいる。十三浜の人々はこれら自然の恵みと養殖技術を駆使し、全国にその名を知られる「十三浜わかめ」を出荷してきた。

震災とその後の大津波は集落を壊滅させ、収穫直前のワカメを根こそぎ奪い去った。全世帯数 630 余り、人口 2 千人余りのこの地域で、家屋の全壊・全流失（460 余り）、多くが半壊・一部損壊などにみまわれ、死亡者・行方不明者（300 人余り）と想像を絶する被害を被ったのだった。

宮城県漁業協同組合十三浜支所は、2011 年 8 月に「十三浜漁協わかめサポーター」制度をスタートさせ、養殖設備購入へ 1 口 5,000 円の支援を全国に呼びかけた。2012 年 5 月 5 日時点で総参加者 3,244 人、約 2 千 7 百万円（入金額）が集まった。1 年後にはワカメ養殖が復活し、参加者に一口あたり 300 g の塩蔵ワカメが届けられた。支援の輪の中で流通も広がり地域の再生へ向けた取り組みが一歩ずつ進みつつある。

この地域社会での伝統的慣習には、講（こう：契約講、頼母子講　金銭の融通を目的とする相互扶助組織（大辞林より））などの助け合いの仕組みが存続しており、集落の磯場の利用管理でも厳格に共同利用する仕組みを存続させてきた。

こうした地域独自の自己管理システムは、あらためて再評価すべき事柄だと思われる。良い例に、アワビ漁での管理強化の実績がある。集落での持続的な利用管理が機能していたにもかかわらず、外来者の盗漁の被害を受けて大幅な収穫減にみまわれたことがあった。

それに対して、地域の人々が一丸となって監視体制を強め、盗漁を排除して採り過ぎを防いだことで、再び安定した収穫量を取り戻すことに成功したのである。

３－２　堅実な経営基盤と資源保護・環境保全への積極的な関与－重茂漁業協同組合

重茂漁業協同組合の大きな特徴は、ワカメ・コンブの養殖事業、サケ・サバ・イカなどを漁獲する定置網事業、アワビ・ウニなどの水産物加工・貯蔵・パツケージ・販売にいたる一貫生産などを協同組合として取り組むとともに、流通までも漁協として行っていることである。また、これらの事業を持続可能にしていくためのアワビの種苗生産、サケの孵化放流などの資源管理もまた漁協の事業として取り組んでいる。とくに販売活動においては、生協など消費者組織との産直をはじめとして多様な流通チャネルを持つことで、安定的な収人の確保を実現してきた。こうした堅実な経営基盤の下での内部資金や多数の連携組織もあって、被災からの復興がいち早く達成できたと考えられる。

とくに注目される漁協の取り組みとしては、資源保護と環境保全への積極的な関与があげられる。「重茂漁業協同組合、未来につなぐ美しい海計画」では、具体的な事項として「管理区域における合成洗剤の追放」、「肥料の不使用」、「薬剤の不使用」、「景観と海を汚さないための漁期終了後の養殖施設撤去」、「残滓の適正処分」、「漁業系廃棄物の適正処分」、「養殖生産物のゼロ・エミッション化」の７項目が挙げられている。

また、森が育むミネラル分豊富な水が海産物にとっての大切な栄養源であることから、森林保全活動も重視している。海と山の関連性に目を向けた地域住民や小学生による広葉樹の植林活動が実施され、重茂半島の国有林の保全を国へ要望する取り組みも続けられてきた。環境保全ということでは、青森県六ヶ所村の核燃料再処理施設反対運動など、長年反原発・反核運動を進めてきたことも注目される。

（十三浜　震災後、NPO 法人パルシックの支援で建設された共同加工施設　2012 年 8 月）

（重茂漁業協同組合が開催した「おもえ味まつり」2012 年 8 月）

４．国の制度・政策

４－１農業

１）中山間地域等直接支払制度

中山間地域等直接支払制度とは、中山間地域等の急傾斜地など、農業生産に不利な条件の農地（農業振興地域内の農用地区域に限られる）に限定されるものの、農地の多面的機能を維持するという目的で交付金が支払われる。千葉県では、県南部の 14 市町村約 979ha に対して約 1 億 2651 万円が支払われている。千葉県が 2008 年に集落協定代表者に実施したアンケートでは、94%が耕作放棄防止に有効と回答している。また、館山市内では、かつて生息したホタルの再生活動が取り組まれ、ゲンジボタルが生息するようになるなどの成果が報告されている（千葉県農村環境整備課ウェブサイト、2013 年 12 月 24 日確認）。ただし、景観形成のために畔に園芸植物を植栽するなどの活動も行われており、新たな外来生物問題を引き起こす可能性もある。それゆえ、取り組み内容によっては負の奨励措置となってしまう側面も持ち合わせている。

２）環境保全型農業直接支援対策

環境保全型農業直接支援対策は、化学肥料及び農薬の使用を慣行農業と比較して半減するとともに、地球温暖化の防止と生物多様性保全に効果の高い営農活動の促進を目的に農林水産省が実施している。生物多様性の保全については冬期湛水（水田の農薬を減らし、冬にも水を張ると生物の個体数が増加する）、もしくは有機農業の取り組みが対象となっている。平成 24 年度の実施面積は冬期湛水が 7,079ha、有機農業が 14,469ha、全取り組み合計は 41,439ha（千葉県の実施面積は 462ha）であった（農林水産省生産局農産部農業環境対策課ウェブサイト参照、2013 年 12 月 24 日確認）。しかし、既存の農業農村整備事業（平成 24 年度概算決定額 2,129 億円）と比較すると、本支援対策の同年度概算決定額は 26.4 億円とわずか１％にすぎず、実施面積も限られている。

４－２　水産業

１）水産環境整備事業（公共）

今までの漁場整備が生態系を考慮してこなかったことや地方公共団体の財政悪化、漁業者の減少と高齢化を踏まえ、2013 年度から「水産環境整備事業」が新規の補助事業として始まった。生態系全体の生産力の底上げを目標とし、湾など海域ごとにマスタープランを策定し、PDCA サイクルを導入してモニタリングを充実させる事業である。本事業のうち主要事業である水産環境整備および水産生産基盤整備事業の概算決定額 237 億 9 千万円である（2013 年度）。過去の反省に基づいて方向転換をした事業であるため、今後の成果に注目したい。

２）環境・生態系保全対策事業

「環境・生態系保全対策」の一つとして、現存する干潟・藻場などについて漁業者による保全活動を支援する「環境・生態系保全活動支援交付金」が 2009～2013 年度の事業として行われた。2009 年度は 12 億 3 千万円　優良事業の普及と技術サポートに 1 億円であったが、年々減額し 2011 年度は初年度の約半額である。
対象となる事業の例には計画づくり、モニタリングのほか、アマモの移植、有害生物の除去、干潟の耕うん、ヨシの移植や刈取りのほか、流域への植林も含まれている。

４－３　林業

森林経営計画制度と森林環境整備直接支援事業（公共）

森林経営計画制度とは、民有地を対象とし、森林の所有者または森林の経営委託を受けたものが、一定のまとまりのある森林について森林の施業及び保護にに関して作成する 5 年を 1 期とする計画である。2010 年の森林法改正において、今までの同種の計画を見直し、計画事項の中に「森林の保護」を加えるなど、生物多様性保全を念頭においた改訂が行われた。森林経営計画が認定されると、造林や間伐などの作業に対し標記補助金が支出され、所得税・相続税などの優遇措置が受けられる。新たな制度のため、今後の普及状況が課題であり、また生物多様性保全の効果についても含めた事例研究をする必要がある。

(参考)　公共事業と補助金の流れ

公共事業には、①国が直接的に整備事業を行うもの（直轄事業）、②国が地方公共団体に補助金等を交付して地方公共団体が行うもの（補助事業）、③地方公共団体が費用負担も整備事業も行うもの（地方単独事業）、④その他、独立行政法人が行うものがあります。
（図中の事業名は本書で取り上げた事業）

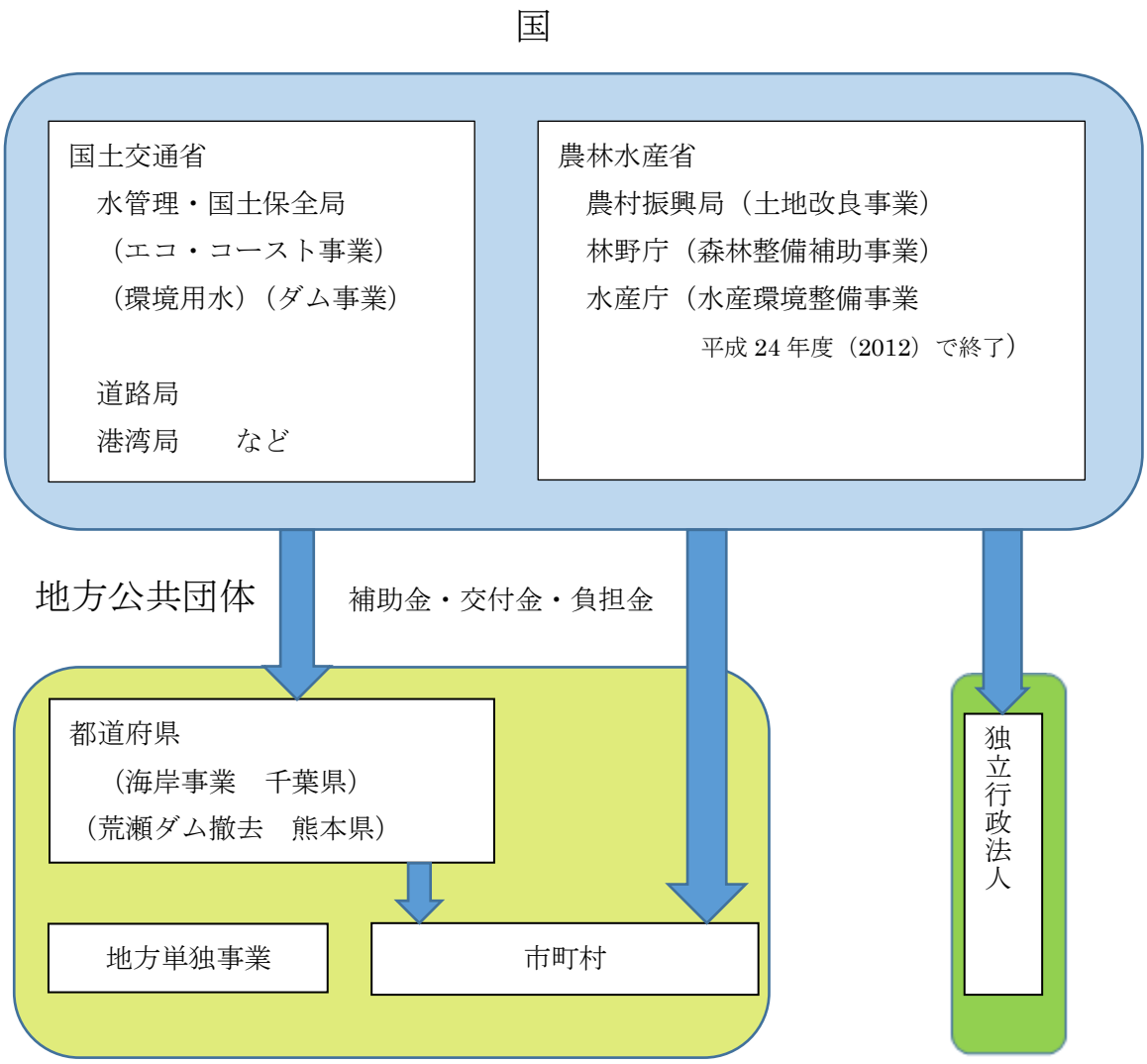

JWCS 愛知ターゲット 3 委員会（2014）

委員長	古沢広祐	國學院大學教授
委員	安藤元一	東京農業大学教授
	北澤哲弥	江戸川大学非常勤講師
	小林邦彦	名古屋大学大学院生
	佐藤方博	NPO 法人生態工房事務局長
	志村智子	公益財団法人日本自然保護協会保護研究部部長
	鈴木希理恵	NPO 法人野生生物保全論研究会事務局長
	高橋雄一	國學院大學大学院生
	高山進	三重大学教授

イラスト　土肥優子

この事業は IUCN 日本委員会による「にじゅうまるプロジェクト」に登録しています

愛知ターゲット３　生物多様性に影響を及ぼす奨励措置の研究
日本での取り組み事例
2014 年 10 月 1 日

発行者　認定 NPO 法人　野生生物保全論研究会（JWCS）
〒180 - 0022　東京都武蔵野市境 1-11-19-102
HP:http:www.jwcs.org　E-mail:info@jwcs.org　郵便振替　00160－9－715145

平成 26 年度独立行政法人環境再生保全機構地球環境基金の助成により作成しました